

2020年3月30日

総武ガス株式会社

## 新型コロナウイルス感染拡大への当面の対応について

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染状況等から、下記の感染予防対策を行います。

- ◆当社にお出でいただいた際は、入口等に消毒液をご用意しておりますのでご利用ください。
- ◆お出でいただいたお客さまの健康と安全を考慮し、お客さまと対応させていただく社員等はマスクを着用させていただくことがあります。
- ◆手洗い消毒・マスク着用等を励行し環境衛生に努めております。

お客さまに、ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2020年3月30日  
総武ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金・電気料金に関する  
特別措置の適用について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金や電気料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえ、経済産業省の要請により一時的にガス料金の支払い猶予等の特別措置の適用を行うことといたしました。つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」の特別措置』に基づく貸付を受けた下記のお客さまが、本適用をお申し出いただいた場合に適用いたします。

◆当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま。

2. 特別措置の内容

ガスおよび電気料金について2020年2月（支払期限日3月25日以降となるもの）同年3月および4月検針分のガスおよび電気料金の支払い期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況を鑑み、別途検討することといたします。

※支払期限

支払い義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および8月15日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

《お問い合わせ》  
総武ガス株式会社  
0479-63-1000（平日8時30分～17時30分）  
土日祝日を除く